

木造建築新工法性能認証規程

（目的）

第 1 条 この規程は、技術開発された木造建築物の工法や部品・部材の性能に係る認証を行うことを通じて、木造建築物の品質性能及び生産性の向上に寄与し、もって、木造建築物の関連産業の発展と国民生活の向上に貢献することを目的とするものであり、認証業務品質マニュアル（HW-U1011-2016）に基づく個別規程として定めるものである。

（用語の定義）

第 2 条 この規程において、表 1 の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

表 1 用語の定義

用語	定義
新工法認証	試験法評価、性能証明及び適合認証を総称する用語をいう。
試験法評価	認証区分の一つで、企業等により技術開発された木造建築物に関する工法及び部品・部材の性能証明を行うための試験法等に係る評価をいう。
性能証明	認証区分の一つで、企業等により技術開発された木造建築物に関する工法及び部品・部材で性能に係る証明をいう。
適合認証	認証区分の一つで、木造建築物に関する工法及び部品・部材に関して、センターが制定した基準・規格に基づき生産するものに係る認証をいう。
新工法	企業等により技術開発された木造建築物に関する工法及び部品・部材を総称する用語をいう。
センター	公益財団法人 日本住宅・木材技術センターをいう。

（適用の範囲）

第 3 条 この規程における性能証明は、第 8 条第 1 項に規定する要件を満足するものに適用する。

2 この規程における適合認証は、第 8 条第 3 項に規定する要件を満足するものに適用する。

3 前各項に該当する新工法認証であっても、以下のいずれかの号に該当する認証は、本認証の適用対象から除外する。

(1) 建築基準法等の関係法令に抵触する新工法認証

(2) 建築基準法令及び住宅の品質確保の促進等に関する法令に基づく認証と重複する内容の新工法認証

(3) JAS、JIS 及び AQ で既に認証しているものと重複する内容の新工法認証

(4) 現状の技術水準その他の事情からその品質・性能を評価することが困難な内容のもの

（新工法認証）

- 第 4 条 センターは、第 10 条第 1 項の規定による新工法認証の申請又は第 11 条による更新の申請があった場合には、第 19 条に規定する委員会を開催し、その意見を聴いて新工法認証を行うものとする。
- 2 第 1 項の規定による新工法認証は、認証書（様式 1）又は試験法評価書（様式 2）を交付することにより行う。
 - 3 センターは、認証書又試験法評価書を交付したときは、新工法認証の結果を公表する。
 - 4 センターは、新工法認証をすることが適切でないと認められる場合には、その旨を記載した通知書（様式 3）を当該申請者に対し交付するものとする。

（製造工場の実地審査）

- 第 5 条 適合認証及び性能証明の部品・部材に関して前条により新工法認証を行うに当たっては、当該申請製品の製造工場において、製造の実状を実地に審査するものとする。

（表示）

- 第 6 条 適合認証は、センターが定める木造建築新工法性能認証表示方法（HW-新工法 006-2024）により表示を行わなければならない。ただし、表示することが困難なものについては、表示を行わないものとする。

（新工法認証の有効期間）

- 第 7 条 第 10 条第 1 項の申請に係る適合認証の有効期間は、当該認証の日から起算して 3 年を経過した日までとする。ただし、性能証明及び試験法評価に係る新工法認証にあつては、有効期間を設けないものとするが、性能証明の部品・部材で性能及び品質を確保するために、工場の品質等を担保する必要がある場合は、この限りではない。

（認証の要件）

- 第 8 条 性能証明の新工法認証の要件は、申請に係る内容が技術的基準を満足するものとする。
- 2 前項の新工法認証の要件に係る木造建築新工法性能認証技術的基準（HW-新工法 003-2024）は、委員会の意見を聴いてセンターが別に定めるものとする。
 - 3 適合認証の新工法認証の要件は、申請に係る内容が、センターの制定した基準・規格を満足するものとする。
 - 4 センターは、前項の新工法認証の品質・性能、その評価方法、設計施工方法等本規程による新工法認証を行うために必要となる事項に関しての基準・規格を制定することができる。
 - 5 センターは、前項による基準・規格を制定又は改正しようとするときは、第 19 条に規定する委員会を開催し、その意見を聴くものとする。
 - 6 第 4 項により制定した基準・規格は、公開するものとする。

（認証対象者の要件）

- 第 9 条 この規程における新工法認証対象者は、申請物件に関して、本規程に基づく一連の権利・義務について責任をもって遂行し得る能力を有する者でなければならない。
- 2 外国の法人が新工法認証対象者となる場合には、申請物件に関して、センターとの本規程に基づく連絡調整、指示及び義務の遂行並びに需要者からの問い合わせ

せ、苦情等への対応を適切に行える能力を有する者を代理店として日本国内に置かなければならない。

（新工法認証の申請）

第10条 この規程により性能証明又は適合認証を受けようとする者は、認証申請書（様式4）をセンターに提出するものとする。

- 2 この規定により試験法評価を受けようとする者は、試験法評価申請書（様式5）をセンターに提出するものとする。
- 3 申請に必要な事項は、木造建築新工法性能認証実施要領（HW-新工法 002-2024）（以下「実施要領」という。）によるものとする。
- 4 申請者は、新工法認証の申請に当たって手数料をセンターに納入しなければならない。

（適合認証の更新申請）

第11条 適合認証を受けた者が第7条の規定による認証の有効期間満了に伴い、引き続き適合認証を受けようとする場合は、適合認証更新申請書（様式6）をセンターに提出しなければならない。

（変更の届出）

第12条 新工法認証を受けた者は、申請に係る内容に変更が生じる場合には、その都度速やかにその内容を記載した書面（様式7）をセンターに提出し、承認を受けなければならない。

- 2 前項の変更内容が新工法認証したものの品質・性能又は生産体制に係るものである場合には、その都度、第10条第1項の規定に基づく申請書を変更申請である旨及び変更の内容を記載した上でセンターに提出し、新工法認証を受けなければならない。

（新工法認証の失効）

第13条 新工法認証を受けた者が次のいずれかに該当する場合には、当該認証は失効するものとする。

- (1) 新工法認証を受けた者から認証の取り消しの申し出があったとき。
- (2) 新工法認証の更新をしなかったとき。
- (3) 新工法認証を受けた工法の利用、部品・部材の製造を中止したとき。
- (4) 新工法認証を受けた者が破産し、復権を得ないことが判明したとき。
- (5) 第18条の規定により、認証の取り消しを受けたとき。

- 2 新工法認証が失効した場合、センターはその旨を当事者に通知するとともにホームページ等の新工法認証一覧から削除するものとする。

（サーベイランス）

第14条 センターは、新工法認証に関し必要があると認めたときは、新工法認証を受けた者又は関連業者に対し、実地調査等を行うことができるものとする。

（市販認証品の検査）

第15条 センターは、部品・部材の認証物件を対象として、それに対する信頼を確保する観点から、市販品買い上げ、在庫品抜き取りその他の方法で任意に選定し（この選定したものを以下、「市販認証品」という。）、その品質・性能の検査を行うことができる。

- 2 センターの行う前項の在庫品抜き取りその他の方法による検査に対して、新工法認証を受けた者はセンターの要請があれば所要の協力を行わなければならない。
- 3 第1項による市販認証品の検査の結果、新工法認証の要件を満足しないことが判明したときは、センターは、速やかに認証を受けた者に対し、当該新工法認証に関して、製造の中止、流通している市販認証品の回収、在庫品の廃棄及び所要の補修などの措置を講じるよう命じることができるものとする。
- 4 市販認証品検査を行った部品・部材に関しては、更新時の工場実地審査を省略することができるものとする。

（警告措置）

第16条 サーベイランス及び市販認証品の検査等（以下、「サーベイランス等」という。）により、新工法認証を受けた者が規定に定める義務の履行をおろそかにしていることが判明した場合、センターは警告を発し、所定の措置を指示することができる。

（認証の一時停止）

第17条 サーベイランス等により、新工法認証の要件を満足しないことが判明した場合には、センターは新工法認証を一時停止することができるものとする。

- 2 センターは前項により認証を一時停止するときは、その旨を新工法認証を受けた者に通知し、所定の措置を指示するものとする。

（新工法認証の取り消し）

第18条 第16条又は第17条の規定により警告措置又は認証の一時停止を受けた者が指示した所定の措置に従わなかった場合には、センターは、委員会の意見を聞いて当該新工法認証を取り消すことができるものとする。

- 2 センターは、前項の規定に基づき認証を取り消そうとする場合には、あらかじめ、当該新工法認証を受けた者に対しその旨を通知するとともに、意見の陳述又は説明資料の提出の機会を与えるものとする。ただし、通知の日から1ヶ月を経過しても、意見の陳述又は説明資料の提出がない場合には、その機会を放棄したものと見なす。
- 3 新工法認証を取り消した場合の措置は、実施要領に定めるところによるものとする。
- 4 センターは、新工法認証を取り消した場合には、これを公表するものとする。
- 5 センターは、第1項の規定により新工法認証の取り消しを受けた者が、当該新工法認証に係る認証物件について新たに新工法認証の申請をする場合、新工法認証の取り消しを受けた日から起算して3年間は、当該申請書を受理しないものとする。

（委員会）

第19条 センターは、申請に係る新工法に関する認証の審査及び審査に必要とする技術的事項の審議を行うための委員会を設置するものとする。

- 2 前項の委員会は、新工法の種類、内容等に応じて、必要とする委員会をそれぞれ別個に設けることができる。
- 3 第1項及び前項の委員会は、センターからの審査又は審議の要請に応じて開催し、その結果をセンターに報告するものとする。
- 4 委員会の委員は、中立的な立場の学識経験者の中から、センターが委嘱するも

のとする。

5 個別の委員会の委員の定数は、15名以内とする。

6 センターは、前項による常任の委員のほかに、専門的事項を審議するために必要となる学識経験者を期間を限定して委嘱することができる。

（不適合品の流通等の状況の公表）

第20条 センターは、認証を受けた製品等であって、本規程による新工法認証の要件を満足しない製品等が製造又は流通されているなどで認証事業の推進に支障が生じると判断したときは、その状況を公表することができるものとする。

（品質・性能値の公表）

第21条 センターは、新工法認証において認証した品質・性能値について申請者の同意が得られる場合は、公表するものとする。

2 前項による公表の内容は、別途センターが定めるものとする。

（秘密保持義務）

第22条 現に又は過去に、第19条の委員会の委員及びセンターの役職員となっている者は、本規程に基づく認証の業務に関して知り得た申請企業のノウハウなどの秘密を漏らし又は自己の利益のために使用してはならない。

（資料の提出及び調査）

第23条 センターは、新工法認証の品質・性能、生産等の状況、第15条第3項、第16条及び第17条等に関して、新工法認証を受けた者に対して必要に応じて資料の提出を求めることができる。

2 センターは、新工法認証の品質・性能及び生産等の状況を把握するため、必要に応じ製造工場及び使用現場等での調査を行うことができるものとする。

3 本規程により新工法認証を受けた者は、第1項及び前項の規定に基づきセンターの行う資料の提出要請又は調査に協力しなければならない。

（雑則）

第24条 センターは、この規程に基づく業務推進に必要な要領等必要な事項について、別に定めるものとする。

附則

制定：平成13年11月15日 住木技13第226号

施行：平成13年11月15日

改正：平成15年7月7日 住木技15第170号

改正：平成19年8月10日 住木技16第256号

改正：平成28年3月1日 住木認28第23号

改正：令和4年4月1日 住木認4第31号

改正：令和6年6月3日 住木認6第131号